

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書

組合員の氏名		組合員番号 (職員コード)	
所 属			
産前産後休業 承認期間	休業開始日	休業終了（予定）日	
	年 月 日	年 月 日	
産前産後休業 に係る子	（フリガナ）		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
4 月から 6 月までの間において、地方公務員等共済組合法第 4 3 条第 1 4 項に規定する産前産後休業（札幌市職員の勤務条件に関する条例第 1 4 条による産前休暇を含む。以下同じ。）を取得することから、地方公務員等共済組合法第 4 3 条第 5 項及び厚生年金保険法第 2 1 条第 1 項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬の月額の平均額（以下「年平均額」という。）により算出する方法より、標準報酬の等級について 2 等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第 4 3 条第 1 6 項及び厚生年金保険法第 2 4 条第 1 項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。			
札幌市職員共済組合理事長 様		※ 申出書の提出先は、給与支給担当課です。 企業局職員は各総務課、その他の職員は総務課、勤労課です。	
年 月 日			
申出者		氏 名	

【添付書類】

- 産前産後休業を取得したことが分かる書類（休暇・欠勤一覧表、休暇簿など）

【申出にあたっての注意事項】

- この保険者算定は、定時決定にあたり、4、5、6 月の報酬の月平均が産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額の平均を 2 等級以上下回る場合に適用されます。
- 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が 12 か月に満たない場合は対象となりません。
- 産前産後休業又は育児休業等期間中は掛金が申し出より免除されますが、当該期間終了後、産前産後休業終了時改定等が行われるまでの間は、本保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されることに留意してください。
- 通常の定時決定よりも等級が上がることとなりますので、制度の趣旨をご理解いただいた上で申し出を行ってください。
- 産前産後休業を取得した年の 7 月から 8 月末日までの期間に給与支給担当課へ提出してください。

（処理確認欄）

給与支給担当課	共済組合